



審査答申第1号
令和6年9月6日

我孫子市長 星野順一郎様

我孫子市情報公開・個人情報保護審査会
会長 齋藤義浩



情報非公開決定に対する審査請求に係る質問について(答申)

令和6年6月10日付け企行第131号にて質問のありました次の案件について、別紙のとおり答申します。

審査請求人が令和6年3月6日付で提起した、我孫子市長が同年2月16日付け建道第1090号にて行った「西暦2000年過ぎ頃に新たに設置された集水枠及びそこに連結された民有地前の側溝の工事記録・建設記録等」について、保存期間が満了したことから廃棄したため、不存在であるとして非公開とする情報非公開決定処分に対する審査請求に係る質問

答申書

第1 審査会の結論

我孫子市長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して、令和6年2月16日付け建道第1090号にて行った「西暦 2000 年過ぎ頃に新たに設置された集水枠及びそこに連結された民有地前の側溝の工事記録・建設記録等」を非公開とする情報非公開決定処分(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 令和6年2月5日、審査請求人は、我孫子市情報公開条例(平成13年条例第28号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、「請求者の民有地の前面に存在している丸紅株式会社所有の民有地である側溝の左端(民有地から道路側に向かって左側)に集水枠が新たに設置されており、その集水枠の半分が丸紅の民有地を占めており、当該側溝にその集水枠が取り出し口と共に連結された状態となっております。そして、集水枠の左側の民有地(A 氏所有)前面まで新たに側溝(民有地前)が設置されております。西暦 2000 年過ぎ頃に新たに設置されました当該集水枠及びそこに連結された A 氏の民有地前の側溝の工事記録・建設記録等の写しの交付を請求するものです。」の情報公開請求(以下「本件情報公開請求」という。)を行った。
- 2 令和6年2月16日、処分庁は、「公開請求対象の情報(工事記録・建設記録等の写し)について、保存期間が満了したことから廃棄したため。」として、条例第10条第2項の規定により、本件処分を行った。
- 3 令和6年3月6日、審査請求人は、本件処分を不服とし、本件処分を取り消して情報公開決定を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分が違法であるとして、その取消しを求めている。

市は、丸紅株式会社の私有地に無断で他の地域の側溝と連結させた集水枠を当該集水枠の占有面積の半分ほどが当該私有地を占拠する形式で西暦 2000 年以降に建設した際の工事記録・建設記録等について、情報非公開決定とした理由を、「保存期間満了により廃棄してしまったため」としている。

しかし、丸紅株式会社の私有地に無断で当該集水枠を設置した際の工事記録・建設記録等が全く保存されていないはずはない。西暦 2000 年以降の当該集水枠の工事時期及び工事期間並びに当該集水枠のサイズ、設置位置等の記録が必ず残っているはずである。

第4 処分庁の主張の要旨

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件処分に違法又は不当はないことから、本件審査請求の棄却を求めている。

審査請求人がその存在を主張する「西暦 2000 年以降の当該集水枠の工事時期や工事期間並びに当該集水枠のサイズや設置位置等の記録」について、「保存期間満了により廃棄した」とした経緯は、次のとおりである。

まず、集水枠の設置時期は、「昭和 61 年 2 月 25 日に調製した我孫子市道路台帳平面図を基に作製した地下埋設図」を確認すると、我孫子市〇〇〇〇〇〇 及び〇〇に住宅の記載はあるが、当該集水枠の記載はなく、「平成 18 年 3 月 31 日調製の我孫子市道路台帳平面図」には、当該集水枠の記載があることから、当該集水枠は、住宅開発が既に完了している昭和 61 年から平成 18 年までの間に設置されたものと考えられる。

また、市道として管理していることを踏まえると、当該集水枠は、道路管理者である市が設置したものと考えられる。

市が発注した工事に係る記録については、工事完了後に受注者から工事図面、写真等の図書が工事記録として市に納品され、その後、当該工事記録を基に市が道路台帳を調製しているが、工事記録はその量が膨大であることから、一定の期間保存を行った後、廃棄することとしている。工事記録の保存期間については、当該工事記録が我孫子市文書管理規程（平成 7 年訓令第 3 号）別表第 4 の表中保存期間 5 年の区分の設定基準の欄のうち「3 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書」に該当するものとして、5 年間としている。

これらを本件情報公開請求に係る集水枠の設置工事に関する工事記録についてみると、当該集水枠の設置が確認できる平成 18 年（平成 17 年度）から起算して既に保存期間の 5 年を経過していること及び現在保存している文書の件名に、当該集水枠に関する記録はなかったことから、保存期間満了により廃棄したとする理由で、情報非公開決定をしたこと違法又は不当はない。

よって、本件処分に違法又は不当はないことから、本件審査請求は棄却されるべき

である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本諮詢案件について、次のように判断する。

本件情報公開請求において、審査請求人が公開請求した情報の内容は、「西暦2000年過ぎ頃に新たに設置された集水枠及びそこに連結された民有地前の側溝の工事記録・建設記録等」であり、本件処分に対し、本件審査請求の理由としたのは、「西暦2000年以降の当該集水枠の工事時期及び工事期間並びに当該集水枠のサイズ、設置位置等の記録が必ず残っているはずである。」ということであるから、本件審査請求において、問題となるのは、本件情報公開請求があった時点における集水枠及びそこに連結された民有地前の側溝の工事記録の存否である。

処分庁が、市道における集水枠及び側溝の設置工事に関する記録をどのように取り扱っているかをみると、まず、設置工事の完了後に受注者から工事図面、写真等の工事記録の図書の納品を受け、当該工事記録を保有する。その後、市は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条（道路管理者は、その管理する道路の台帳を調製し、これを保管しなければならない。）及び道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2の規定により、設置した集水枠及び側溝を道路台帳に記載する。道路の維持補修工事に関する記録は、その量が膨大であることから、道路台帳に記載した後は、一定の期間保存を行った後、廃棄するという流れになっている。

道路の維持補修工事に関する記録の保存期間については、我孫子市文書管理規程第46条第2項に「文書の保存期間は、別表第4に定める基準により、文書責任者が定めるものとする。」と規定されていることから、文書責任者（道路課長）が、別表第4の表中保存期間5年の区分の設定基準の欄のうち「3 契約、覚書、協定その他の権利義務に関する文書」に該当するものとして、本件情報公開請求に係る文書が発生した時期においては、これを5年間と定め、この保存期間が経過したものは廃棄している。

審査会において、処分庁に対し、我孫子市の文書管理の方法について確認したところ、我孫子市においては、平成6年度までに全庁で統一したルールで文書管理を行うファイリングシステムを導入していること、ファイリングシステムにおいては、発生した文書はフォルダに入れて管理し、年度ごとに発生した文書のリストとして作成するファイル基準表に、フォルダ内に入っている文書が分かるように付けられたフォルダ名を記載することとなっていること及びファイル基準表にはフォルダ名のほか、フォルダごとの保存

年限、保存場所、廃棄年月日等を記載し、文書の発生、保存、廃棄等の状況が分かるようになっていることが確認できた。

したがって、我孫子市においては、文書管理が制度的に適正に行われていると判断できる。

そして、審査会において、処分庁に対し、改めて、現時点において、上記ファイル基準表内に、本件情報公開請求に関する工事記録に係るフォルダ名が存在するか否かを確認したところ、存在しないことが確認できた。

ただ、市道における集水枠及び側溝の設置工事のような維持補修工事は、一つの契約件名で複数の工事を発注することがあり、上記フォルダ名には載らない工事もあることから、道路課執務室内を探索したところ、現時点において、本件情報公開請求に係る工事記録が執務室内に残っていないことについて、処分庁から報告を受けた。

以上を踏まえ、本件処分をみると、当該集水枠及びそこに連結された民有地前の側溝は、その正確な設置日を確認できる資料はないものの、平成18年3月31日調製の道路台帳には当該集水枠及びそこに連結された民有地前の側溝が記載されていることが確認できることから、それ以前に設置されたことは明らかである。そして、仮に平成18年3月31日が属する平成17年度に、設置のための工事が実施されたとすると、当該工事に関する記録は、当該記録が発生した平成17年度から起算して5年を経過する平成22年度末（平成23年3月31日）には、保存期間の満了のため廃棄していたとしても不都合はなく、審査請求人が本件情報公開請求を行った令和6年2月5日において不存在であることに特段不合理な点はない。

以上により、処分庁が行った本件処分は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本諮詢案件について、次のように審査を行った。

年 月 日	内 容
令和6年6月10日	諮詢書收受（令和6年6月10日付け企行第13 1号）
令和6年8月1日	審議
令和6年9月6日	答申